

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 8 章 その他の財産 第 1 節 株式及び出資	第 8 章 その他の財産 第 1 節 株式及び出資
(特定の評価会社の株式) 189 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の「特定の評価会社の株式」とは、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等に応じて定めた次に掲げる評価会社の株式をいい、その株式の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 なお、評価会社が、次の(2)又は(3)に該当する評価会社かどうかを判定する場合において、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が次の(2)又は(3)に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものとする。 (1) (省 略) (2) 株式保有特定会社の株式 課税時期において評価会社の有する各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうちに占める株式及び出資の価額の合計額 (189-3((株式保有特定会社の株式の評価))において「株式等の価額の合計額 (相続税評価額によって計算した金額)」という。) の割合が <u>50%以上</u>である評価会社 (次の(3)から(6)までのいずれかに該当するものを除く。以下「株式保有特定会社」という。) の株式の価額は、189-3((株式保有特定会社の株式の評価))の定めによる。 (3)～(6) (省 略)	(特定の評価会社の株式) 189 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の「特定の評価会社の株式」とは、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等に応じて定めた次に掲げる評価会社の株式をいい、その株式の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 なお、評価会社が、次の(2)又は(3)に該当する評価会社かどうかを判定する場合において、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が次の(2)又は(3)に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものとする。 (1) (同 左) (2) 株式保有特定会社の株式 課税時期において評価会社の有する各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうちに占める株式及び出資の価額の合計額 (189-3((株式保有特定会社の株式の評価))において「株式等の価額の合計額 (相続税評価額によって計算した金額)」という。) の割合が <u>25%以上 (178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社及び小会社については、50%以上)</u>である評価会社 (次の(3)から(6)までのいずれかに該当するものを除く。以下「株式保有特定会社」という。) の株式の価額は、189-3((株式保有特定会社の株式の評価))の定めによる。 (3)～(6) (同 左)